

2023 年 4 月 13 日  
東北電力株式会社

女川 2 号機 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事  
に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

## 1. 目的

2015 年に実施した安全維持点検において、残留熱除去系主要弁 (E11-F004A, B (R H R L P C I 注入隔離弁)) の分解点検時の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の下降（経年劣化）を確認した。

当該の弁体は、運転後長期使用の弁体となり、これまでの点検（点検周期 52M）により徐々に弁体の厚みが減少したものである。

以上を踏まえ、設備不具合ではないものの、今後運転に万全を期すために、弁体を新替するものである。

## 2. 概要

本工事は、弁体を同仕様のものに取替える。

なお、本工事に係る設工認記載事項は、添付資料の通りであり、材質変更を行わないことから、変更後の記載としては、変更前に同じとなるものである。（添付資料 1～4 参照）。

### (1) 材料—弁体 S C P H 2

## 3. 工事の必要性

これまでの点検（点検周期 52M）により徐々に弁体の厚みが減少しており、今後の点検によりシート機能維持が困難になる恐れがあることから、経年劣化対策として早期に工事を実施し、弁体を取替える必要がある。

## 4. 設工認手続きについて

本工事は、既設の E11-F004A, B の弁体を同仕様のものと取替える工事であり、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一下欄に係る工事（残留熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）の弁の修理）に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 9 第 2 項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

## 5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり、技術基準規則の条文ごとに、該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 5 に示す。

## 6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 6 に示す。

以 上

添付資料 1 : E11-F004A, B の要目表（今回変更認可申請資料）

添付資料 2 : E11-F004A, B の構造図（今回変更認可申請資料）

添付資料 3 : 残留熱除去系の系統図（今回変更認可申請資料）

添付資料 4 : 機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）

添付資料 5 : 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料 6 : 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

添付資料 1 : E11-F004A, B の要目表 (今回変更認可申請資料)

		変更前			変更後		
名 称 <sup>*1</sup>		E11-F004A, B, C <sup>*2</sup>			E11-F004A, B		E11-F004C
種 類	一	止め弁			変更なし		
最 高 使 用 壓 力	MPa	8.62 <sup>*3</sup>			変更なし		
最 高 使 用 温 度	°C	302 <sup>*3</sup>			変更なし		
主要寸法	呼 び 径	— <sup>*4</sup>	250A <sup>*5</sup>			手続き対象	
	弁 箱 厚 さ	mm	■ ※3 ※3			変更なし	
	弁 ふ た 厚 さ	mm	■ ※3 ※3			変更なし	
材 料	弁 箱	—	SCPH2			変更前に同じ	
	弁 ふ た	—	SCPH2			変更なし	
	弁 体	—	SCPH2 <sup>*3</sup>			変更なし	
驅 動 方 法	—	電気作動			変更なし		
個 数	—	3			変更なし		
取 扱 简 所	系 祯 名 ( ラ イ ン 名 )	—	E11-F004A <sup>*3</sup> 残留熱除去系A系	E11-F004B <sup>*3</sup> 残留熱除去系B系	E11-F004C <sup>*3</sup> 残留熱除去系C系	変更なし	
	設 置 床	—	原子炉建屋 0.P. 11.50m	原子炉建屋 0.P. 11.50m	原子炉建屋 0.P. 11.50m	変更なし	
	溢 水 防 護 上 の ES 西 月	—	—			R-MB1F-1	R-MB1F-3
溢 水 防 護 上 の 配慮 が 必 要 な 高 さ	—	—			床上0.00m以上		床上0.53m以上
		—			床上0.53m以上		R-MB1F-3

注記 \*1 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「名称:マッケンゼイ」と記載。

\*2 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「F004A, B, C」と記載。記載内容は、設計図書による。

\*3 : 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

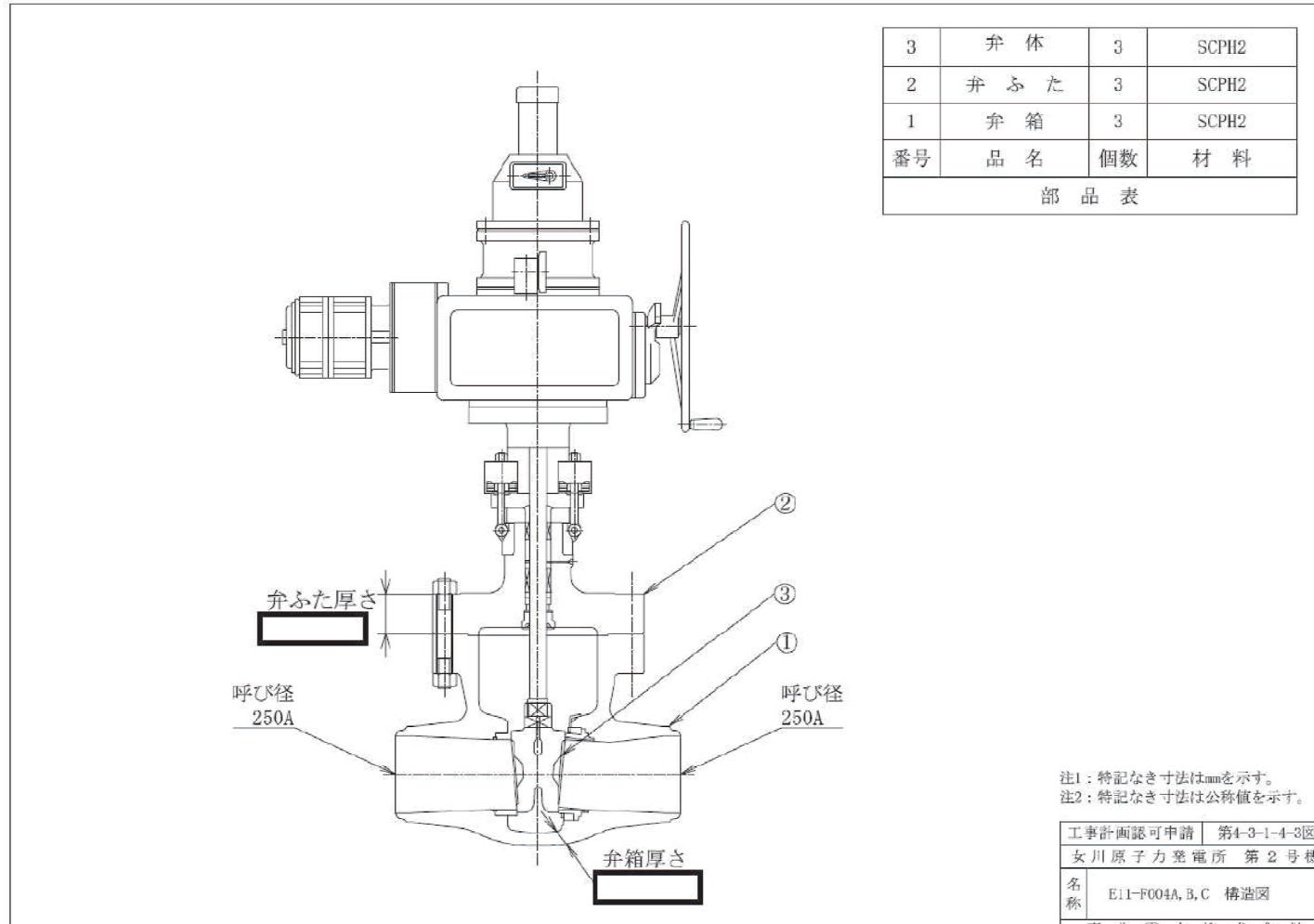
\*4 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「(呼び径 A)」と記載。

\*5 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「250」と記載。記載内容は、設計図書による。

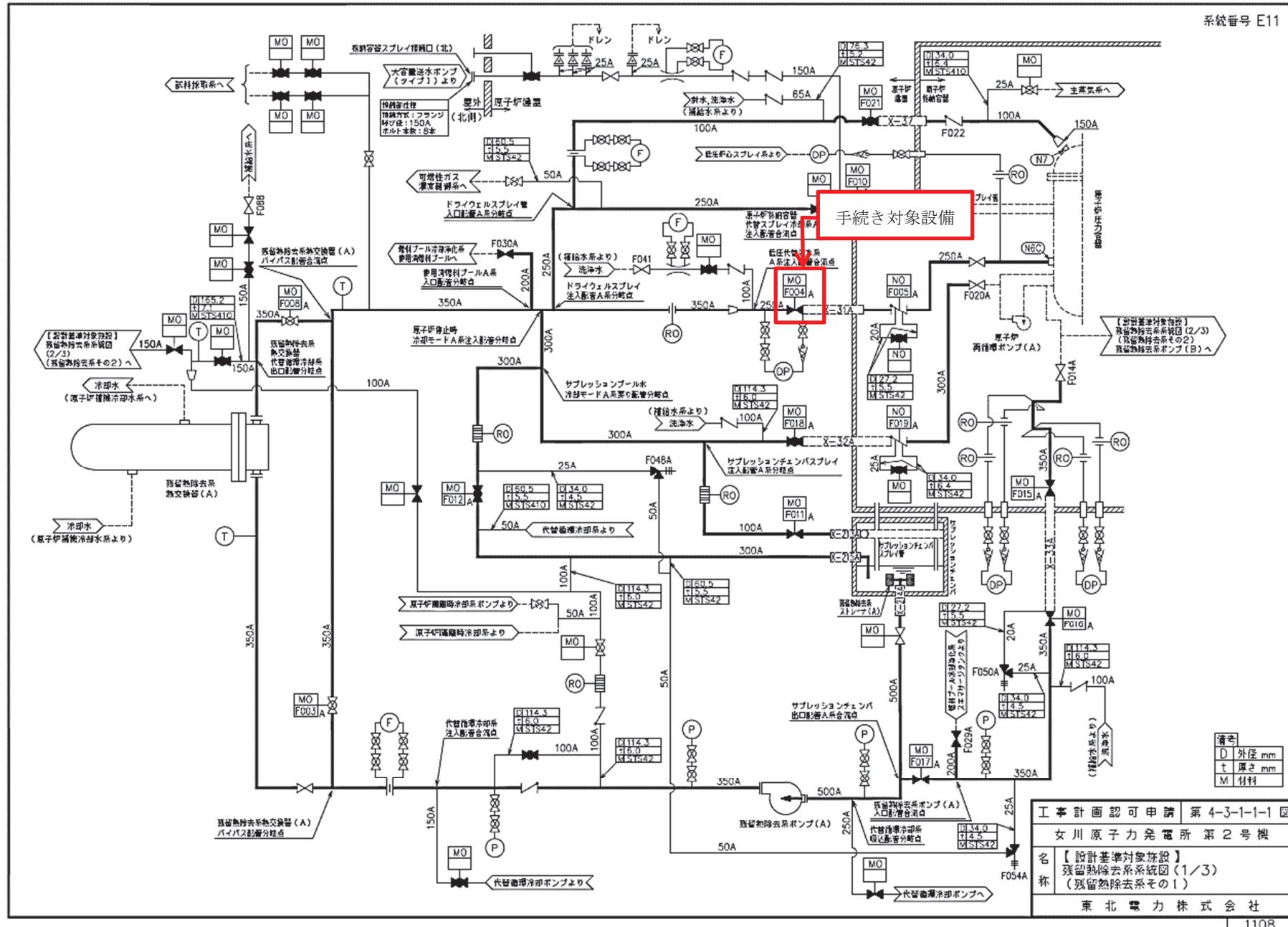
\*6 : 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉格納容器外」と記載。記載内容は、設計図書による。

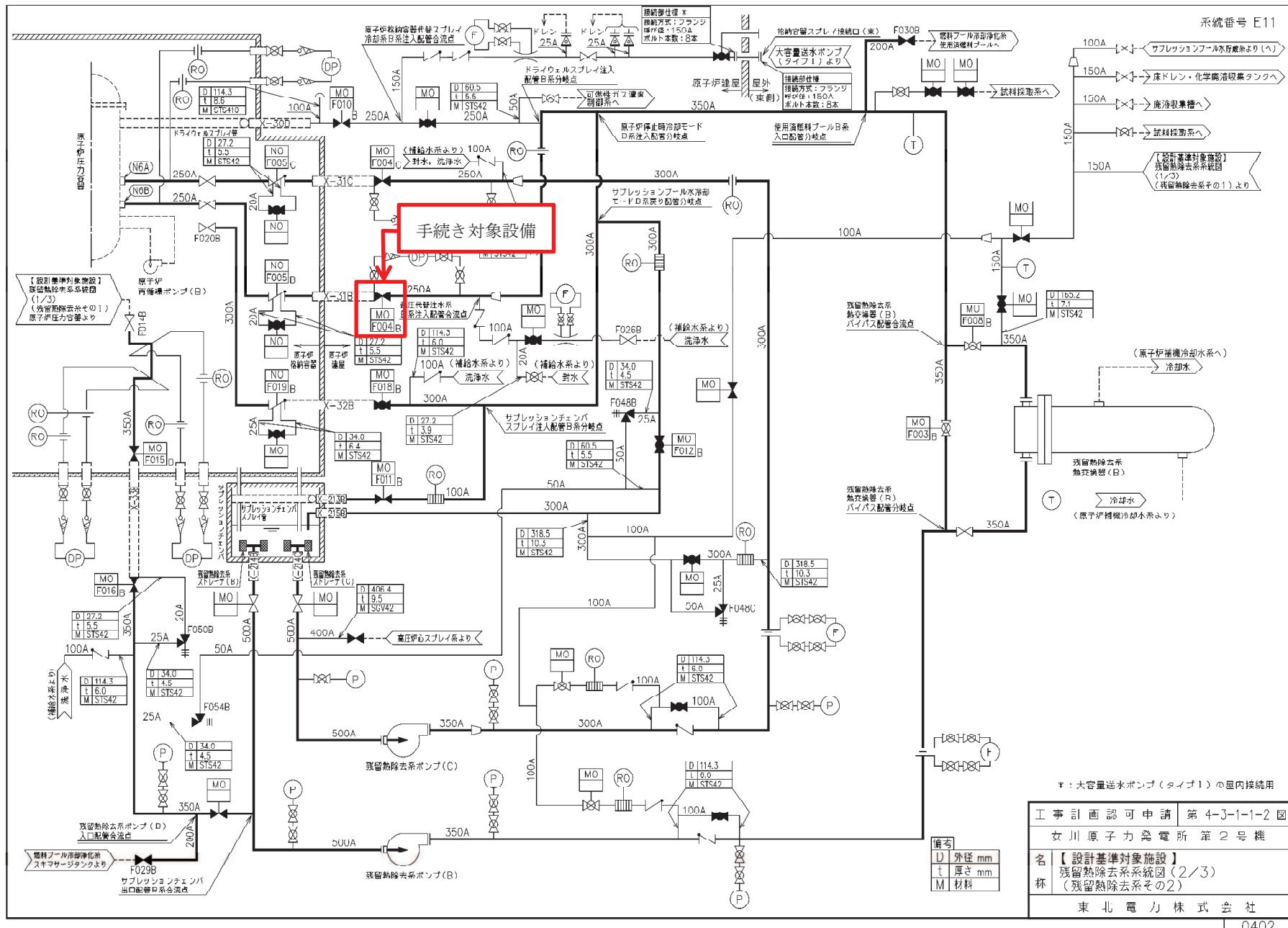
枠内みの内容は商業機密の観点から公開できません。

添付資料2:E11-F004A,Bの構造図(今回変更認可申請資料)

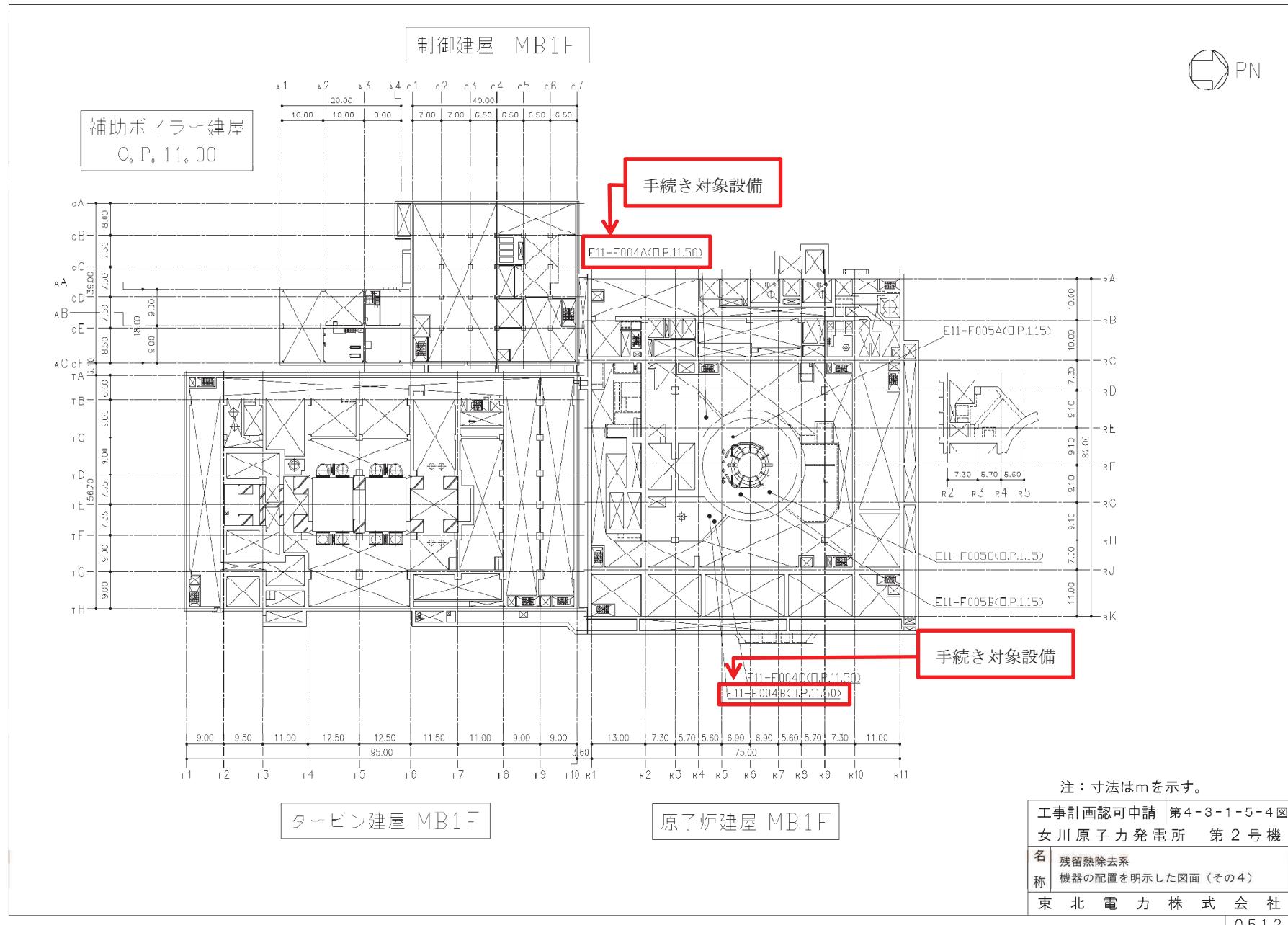


添付資料3：残留熱除去系の系統図（今回変更認可申請資料）





添付資料4：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）



## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

適用条文：本設備に対し技術基準が適用される条文

○：対象となる条文

適合性確認条文：本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

×：対象外の条文

技術基準条文		残留熱除去系		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第4条	設計基準対象施設の地盤	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものの、設置場所の変更を行うものではなく、設計基準対象施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第5条	地震による損傷の防止	○	○	残留熱除去系主要弁は、耐震重要度分類Sクラス機器に該当し、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うことから、基準地震動等に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを本工事計画により示す。
第6条	津波による損傷の防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、設置場所の変更や津波防護施設等の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置等の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第8条	立入りの防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、設置場所等を変更するものではなく、立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、弁体の取替えを行うものであり、設置場所等を変更するものではなく、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。
第11条	火災による損傷の防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、設置場所や火災防護設備等の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、設置場所や浸水防護設備等の変更を行うものではなく、発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第13条	安全避難通路等	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当し、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、設置場所の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第14条	安全設備	○	×	残留熱除去系主要弁は、安全施設に該当するものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、安全設備に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第15条	設計基準対象施設の機能	○	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当するものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、系統機能、構成および設置場所を変更するものではなく、設計基準対象施設の機能に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第17条	材料及び構造	○	○	残留熱除去系主要弁は、クラス1弁に該当し、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うことから、第17条に規定する構造強度を満足することを、本工事計画により示す。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

適用条文：本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文：本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		残留熱除去系		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、クラス1弁に該当し、適用条文となるものの、本条文は使用中の運用要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、適合性確認条文とはならない。
第19条	流体振動等による損傷防止	○	×	残留熱除去系主要弁は、一次冷却系統に該当するものの、一次冷却材が循環する設備に該当しないことから、適合性確認条文とはならない。
第20条	安全弁等	×	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当するものの、安全弁等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第21条	耐圧試験等	○	×	残留熱除去系主要弁は、クラス1弁に該当し、適用条文となるものの、本条文は使用前事業者検査段階での要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、適合性確認条文とはならない。
第22条	監視試験片	×	×	残留熱除去系主要弁は、設計基準対象施設に該当するものの、容器に該当しないことから、適用条文とはならない。
第23条	炉心等	×	×	残留熱除去系主要弁は、炉心等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第24条	熱遮蔽材	×	×	残留熱除去系主要弁は、熱遮蔽材に該当しないことから、適用条文とはならない。
第25条	一次冷却材	×	×	残留熱除去系主要弁は、一次冷却材に該当しないことから、適用条文とはならない。
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	○	×	残留熱除去系主要弁は、原子炉冷却材圧力バウンダリであるものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、原子炉冷却材圧力バウンダリに係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	○	×	残留熱除去系主要弁は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置であるものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、原子炉冷却材圧力バウンダリに係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第29条	一次冷却材処理装置	×	×	残留熱除去系主要弁は、一次冷却材処理装置に該当しないことから、適用条文とはならない。
第30条	逆止め弁	×	×	残留熱除去系主要弁は、放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから、適用条文とはならない。
第31条	蒸気タービン	×	×	残留熱除去系主要弁は、蒸気タービンに該当しないことから、適用条文とはならない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

適用条文：本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文：本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		残留熱除去系		理由
		適用条文	適合性確認条文	
第32条	非常用炉心冷却設備	○	×	残留熱除去系主要弁は、非常用炉心冷却設備であるものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、非常用炉心冷却設備に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第33条	循環設備等	×	×	残留熱除去系主要弁は、循環設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第34条	計測装置	×	×	残留熱除去系主要弁は、計測装置に該当しないことから、適用条文とはならない。
第35条	安全保護装置	×	×	残留熱除去系主要弁は、安全保護装置に該当しないことから、適用条文とはならない。
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	残留熱除去系主要弁は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから、適用条文とはならない。
第37条	制御材駆動装置	×	×	残留熱除去系主要弁は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。
第38条	原子炉制御室等	×	×	残留熱除去系主要弁は、原子炉制御室等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第39条	廃棄物処理設備等	×	×	残留熱除去系主要弁は、廃棄物処理設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×	残留熱除去系主要弁は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は、放射性物質による汚染の防止に該当しないことから、適用条文とはならない。
第42条	生体遮蔽等	×	×	残留熱除去系主要弁は、生体遮蔽等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第43条	換気設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、換気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第44条	原子炉格納施設	○	×	残留熱除去系主要弁は、原子炉格納施設に該当するものの、弁体の取替え（同一構造、同一材質）を行うものであり、原子炉格納施設に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第45条	保安電源設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、保安電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

適用条文：本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文：本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文		残留熱除去系		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第46条	緊急時対策所	×	×	残留熱除去系主要弁は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。
第47条	警報装置等	×	×	残留熱除去系主要弁は、警報装置等に該当しないことから、適用条文とはならない。
第48条	準用	×	×	残留熱除去系主要弁は、補助ボイラ、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第50条	地震による損傷の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第51条	津波による損傷の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第52条	火災による損傷の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第53条	特定重大事故等対処施設	×	×	残留熱除去系主要弁は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第54条	重大事故等対処設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第55条	材料及び構造	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第57条	安全弁等	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第58条	耐圧試験等	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

適用条文：本設備に対し技術基準が適用される条文

適合性確認条文：本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

○：対象となる条文

×：対象外の条文

技術基準条文	残留熱除去系		理由
	適用条文	適合性確認条文	
第60条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第63条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第68条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第70条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第71条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第72条 電源設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第73条 計装設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

適用条文：本設備に対し技術基準が適用される条文

○：対象となる条文

適合性確認条文：本工事計画において技術基準への適合性を確認する条文

×：対象外の条文

技術基準条文		残留熱除去系		理 由
		適用条文	適合性確認条文	
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第75条	監視測定設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第76条	緊急時対策所	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第78条	準用	×	×	残留熱除去系主要弁は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される

## 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
1 送電関係一覧図		×	E11-F004A, B の修理工事により、送電関係一覧図に変更を生じないため不要。
2 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書		×	女川原子力発電所において、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため不要。
3 工場又は事業所の概要を明示した地形図		×	E11-F004A, B の修理工事により、工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更を生じないため不要。
4 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図		×	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において、主要弁は明示していないため不要。
5 単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。)については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)		×	E11-F004A, B の修理工事により、単線結線図に変更を生じないため不要。
6 新技術の内容を十分に説明した書類		×	E11-F004A, B の修理工事では、新技術の採用等を実施していないため不要。
7 発電用原子炉施設の熱精算図		×	E11-F004A, B の修理工事により、発電用原子炉施設の熱精算図に変更を生じないため不要。
8 熱出力計算書		×	E11-F004A, B の修理工事により、熱出力計算書に変更を生じないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
9 発電用原子炉の設置の許可との整合性 に関する説明書	○	工事計画認可申請書の工事計画の内容 が、令和2年2月26日付け原規規発第 2002261号で許可された設置許可変更許 可申請書との整合性を確認する必要が ある。なお、今回の申請に伴う本添付書 類に係る設計条件の変更はないことか ら、令和3年12月23日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事 の計画から変更はない。	
10 排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、排気中 及び排水中の放射性物質の濃度に変更 を生じないため不要。	
11 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工 場又は事業所内の場所における線量に に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、人が常 時勤務し又は頻繁に出入する工場又は 事業所内の場所における線量に変更を 生じないため不要。	
12 発電用原子炉施設の自然現象等による 損傷の防止に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、発電用 原子炉施設の自然現象等による損傷の 防止に変更を生じないため不要。	
13 放射性物質により汚染するおそれがある 管理区域(第二条第二項第四号に規定 する管理区域のうち、その場所における 外部放射線に係る線量のみが同号の規 定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。)並 びにその地下に施設する排水路並びに 当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面	×	E11-F004A, B の修理工事により、放射性 物質により汚染するおそれがある管理 区域並びにその地下に施設する排水路 並びに当該排水路に施設する排水監視 設備及び放射性物質を含む排水を安全 に処理する設備の配置に変更を生じな いため不要。	
14 取水口及び放水口に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、取水口 及び放水口に変更を生じないため不要。	

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項に変更は無い。
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	E11-F004A, B は、環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)に該当する設備ではないため不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1 機器にあっては、支持構造物を含めて記載すること。)	×	E11-F004A, B の修理工事は、同仕様の弁体への取替であり、今回の申請に伴う設計条件の変更はないことから、応力腐食割れ対策に変更を生じないため不要。
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事は、同仕様の弁体への取替であり、今回の申請に伴う設計条件の変更はないことから、使用される条件の下における健全性に変更を生じないため不要。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、発電用原子炉施設の火災防護に変更を生じないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、設置場所等に変更はなく、溢水防護に変更を生じないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	E11-F004A, B の修理工事により、蒸気タービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物による損傷防護に変更を生じないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	E11-F004A, B の修理工事により、通信連絡設備に変更は生じないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	×	E11-F004A, B の修理工事により、安全避難通路に変更は生じないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	E11-F004A, B の修理工事により、非常用照明に変更は生じないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
原子炉冷却系統施設			
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○	E11-F004A, B の修理工事は、同仕様の弁体への取替であり、機器の配置及び系統図に変更はないが、申請対象を示すため添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	×	E11-F004A, B は蒸気タービンの給水処理系統に該当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	E11-F004A, B の修理工事により、同仕様の弁体へ取替ることから、耐震クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。なお、今回の申請に伴う本添付書類に係る設計条件の変更はないことから、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。
4	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	E11-F004A, B の修理工事により同仕様の弁体へ取替ることから、構造強度への影響を確認する必要があるため、添付する。
5	構造図	○	E11-F004A, B の修理工事は、同仕様の弁体への取替であり、機器の構造に変更は無いが、申請対象を明らかにするために添付する。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	×	E11-F004A, B は、原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置に該当しないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
原子炉冷却系統施設			
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面	×	E11-F004A, B は、蒸気タービンの基礎に該当しないため不要。
8	流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書	×	E11-F004A, B は、流体振動評価が必要な配管内円柱状構造物および高サイクル熱疲労の評価対象に該当しないため不要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	×	E11-F004A, B は非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプに該当しないため不要。
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明書	×	E11-F004A, B は蒸気タービンに該当しないため不要。
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明書	×	E11-F004A, B は蒸気タービンに該当しないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水として海水を使用しない場合は、可能取水量を記載した書類	×	E11-F004A, B は蒸気タービンに該当しないため不要。
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)	×	E11-F004A, B は、安全弁に該当しないため不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	E11-F004A, B の修理工事における設計及び工事に係る品質管理の方法等を評価する必要があるため、説明書を添付する。